自己点検表（自立生活援助）　事業所名：

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目・点検内容 | 点検結果 | 確認状況(記載不要) | 根拠法令 |
| 第１　基本方針  （１）利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定自立生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定自立生活援助を提供しているか。  （２）利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定自立生活援助の提供に努めているか。  （３）利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。（令和４年４月１日から義務化）  （４）利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、利用者からの相談対応等により、利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及び置かれてる環境に応じて、適切かつ効果的に行われているか。    第２　人員に関する基準  １　従業者  　　≪別表３≫　≪別表４≫  従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。    （１）地域生活支援員  　　　・事業所毎に１以上  　　　・利用者の数が２５又はその端数を増すごとに１となっているか。  (２)サービス管理責任者　≪別表２≫  　事業所ごとに次の掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数  　　ア　利用者の数が３０以下　１以上  　　イ　利用者の数が３１以上　１に、利用者の数が３０を超えて  ３０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  （３）利用者数の算定　≪別表５≫  (２)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。  ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によっているか。  （４）職務の専従  地域生活支援員及びサービス管理責任者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。  ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 | いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない |  | 法第43条    平24県条例70  第4条第1項  平24県条例70  第4条第2項  平24県条例70  第4条第3項  平24県条例70  第197条の13  法第43条第1項  平24県条例70  第197条の14第1項第1号  平25県規則27  第62条の7第1項第1号  平25県規則27  第62条の7第2項    平24県条例70  第197条の14第1項第2号  平25県規則27  第62条の7第1項第2号  平25県規則27  第62条の7第3項  平25県規則27  第62条の7第4項 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目・点検内容 | 点検結果 | 確認状況(記載不要) | 根拠法令 |
| ２　管理者　≪別表１≫  （１）職務の専従  指定自立生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  ただし、指定自立生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定自立生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定自立生活援助事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。  第３　設備に関する基準　≪別表７≫  　　　指定自立生活援助事業所には、事業を行うために必要な広さの区画を設けるとともに、指定自立生活援助の提供に必要な設備及び備品等を備えているか  第４　運営に関する基準  １　内容及び手続きの説明及び同意  　　■重要事項説明書を添付  （１）支給決定障害者等が指定自立生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定自立生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  （２）社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  ２　契約支給量の報告等  （１）指定自立生活援助を提供するときは、当該指定自立生活援助の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項)を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。  （２）契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。  （３）指定自立生活援助の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町に対し遅滞なく報告しているか。  （４）受給者証記載事項に変更があった場合に、（１）から（３）に準じて取り扱っているか。  ３　提供拒否の禁止  正当な理由がなく指定自立生活援助の提供を拒んでいないか。 | いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない |  | 平24県条例70  第197条の15準用  (52条)  法第43条第2項  平24県条例70  第197条の16準用  (197条の5)    法第43条第2項  平24県条例70  第197条の20準用  (第10条第1項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第10条第2項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第11条第1項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第11条第2項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第11条第3項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第11条第4項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第12条) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目・点検内容 | 点検結果 | 確認状況(記載不要) | 根拠法令 |
| ４　連絡調整に対する協力  指定自立生活援助の利用について市町又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。  ５　サービス提供困難時の対応  指定自立生活援助事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立生活援助を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定自立生活援助事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。  ６　受給資格の確認　≪別表８≫  指定自立生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。  ７　訓練等給付費の支給の申請に係る援助  （１）支給決定を受けていない利用者  自立生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  （２）利用継続のための援助  自立生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。  ８　心身の状況等の把握  指定自立生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等  （１）指定自立生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  （２）指定自立生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  10　身分を証する書類の携行  　　従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを掲示しているか | いる  いない  いない  いる  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  いない  いる  いる  いない  いる  いない  いる  いない |  | 平24県条例70  第197条の20準用  (第13条)  平24県条例70  第197条の20準用  (第14条)  平24県条例70  第197条の20準用  (第15条)  平24県条例70  第197条の20準用  (第16条第1項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第16条第2項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第17条)  平24県条例70  第197条の20準用  (第18条第1項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第18条第2項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第19条)    平24県条例70  第197条の20  (第16条第2項準用) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目・点検内容 | 点検結果 | 確認状況(記載不要) | 根拠法令 |
| 11　サービスの提供の記録  （１）指定自立生活援助を提供したときは、当該指定自立生活援助の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立生活援助の提供の都度記録しているか。  （２）（１）の規定により記録をするときは、支給決定障害者等から指定自立生活援助を提供したことについて確認を受けているか。  12　支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等  （１）指定自立生活援助を提供する支給決定障害者等に対して求めることができる金銭の支払は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。   |  |  | | --- | --- | | 内容 | 金額 | |  |  |   （２）（１）の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。  ただし、13の（１）から（３）までに掲げる支払については、この限りでない。  13　利用者負担額等の受領  （１）利用者負担額の受領等  指定自立生活援助を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定自立生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。  （２）法定代理受領を行わない場合  法定代理受領を行わない指定自立生活援助を提供したときは、支  給決定障害者等から当該指定自立生活援助に係る指定障害福祉  サービス等費用基準額の支払を受けているか。  （３）指定自立生活援助事業者は、（１）及び（２）の規定により支払  　　　を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定自立生活援助を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。  （４）指定自立生活援助事業者は、（１）から（３）までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。  （５）指定自立生活援助事業者は、（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | いる  いない  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない |  | 平24県条例70  第197条の20準用  (第20条第1項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第20条第2項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第21条第1項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第21条第2項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第22条第1項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第22項第2項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第22条第3項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第22条第4項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第22条第5項) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目・点検内容 | 点検結果 | 確認状況(記載不要) | 根拠法令 |
| 14　利用者負担額に係る管理  （１）支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定自立生活援助事業者が提供する指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。  この場合において、当該指定自立生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  15　訓練等給付費の額に係る通知等  （１）利用者への通知  法定代理受領により市町から指定自立生活援助に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。  （２）サービス提供証明書の利用者への交付  法定代理受領を行わない指定自立生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定自立生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。  16　支給決定障害者等に関する市町への通知  指定自立生活援助を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付してその旨を市町に通知しているか。  17　勤務体制の確保等  （１）利用者に対し、適切な指定自立生活援助を提供できるよう、指定自立生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。  （２）指定自立生活援助事業所ごとに、当該指定自立生活援助事業所の従業者によって指定自立生活援助を提供しているか。  （３）従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。  （４）適切な指定自立生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  なお、パワーハラスメント防止のための方針は策定しているか（令和４年４月１日から義務化）  17-2 業務継続計画の策定等（令和６年３月３１日までは努力義務）  （１）感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  （２）指定自立生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  （３）指定自立生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  18 衛生管理等  （１）従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | 該当なし  いる  いない  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  該当なし  いる  いない |  | 平24県条例70  第197条の20準用  (第23条)  平24県条例70  第197条の20準用  (第24条第1項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第24条第2項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第30条)  平24県条例70  第197条の20準用  (第34条第1項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第34条第2項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第34条第3項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第34条第4項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第34条の2)  平24県条例70  第197条の20準用  (第35条第1項) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目・点検内容 | 点検結果 | 確認状況(記載不要) | 根拠法令 |
| （２）指定自立生活援助事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。  （３）指定自立生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じているか。（令和６年３月３１日までは努力義務）  ①当該指定自立生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  ②当該指定自立生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  ③当該指定自立生活援助事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  19 掲示  （１）指定自立生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  ※指定自立生活援助事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定自立生活援助事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。  20　秘密保持等  （１）指定自立生活援助事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  （２）指定自立生活援助事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当  な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。   |  |  | | --- | --- | | 措置の内容 |  |   （３）指定自立生活援助事業者は、他の指定自立生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  21　情報の提供等  （１）指定自立生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定自立生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  （２）当該指定自立生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものにしていないか。  22　利益供与等の禁止  （１）一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない |  | 平24県条例70  第197条の20準用  (第35条第2項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第35条第3項)  第197条の20準用  (第36条)  平24県条例70  第197条の20準用  (第37条第1項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第37条第2項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第37条第3項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第38条第1項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第38条第2項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第39条第1項) |
| 点検項目・点検内容 | 点検結果 | 確認状況(記載不要) | 根拠法令 |
| （２）一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。  23　苦情解決  （１）提供した指定自立生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 体制 | 職名 | 氏名 | | 苦情解決責任者 |  |  | | 第三者委員 |  |  | |  |  |   （２）（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。   |  |  | | --- | --- | | 苦情受付件数  （前年度） |  |   24　事故発生時の対応     |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事故発生状況  （前年度） | 事故件数 | 左のうち損害賠償  を行った件数 | | 死亡 |  |  | | 負傷 |  |  | | 誤薬 |  |  | | 交通事故 |  |  | | 無断外出 |  |  | | 法令違反等 |  |  | | 人権侵害等 |  |  | | 災害 |  |  | | その他 |  |  | | 計 |  |  |   （１）利用者に対する指定自立生活援助の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行っているか。  （２）（１）の事故の状況及び事故に際して講じた処置について、記録しているか。 | いる  いない  該当なし  いる  いない  いる  いない  いる  いない |  | 平24県条例70  第197条の20準用  (第39条第2項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第40条第1項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第40条第2項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第41条第1項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第41条第2項) |
| 点検項目・点検内容 | 点検結果 | 確認状況(記載不要) | 根拠法令 |
| （３）利用者に対する指定自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。  25　会計の区分  指定自立生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  　　■会計区分を行った計算書類等（前年度分）を添付  26 指定自立生活援助の取扱方針  （１）27の（１）に規定する自立生活援助計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定自立生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。  （２）指定自立生活援助事業所の従業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。  （３）その提供する指定自立生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。  27　自立生活援助計画の作成等  （１）管理者は、サービス管理責任者に指定自立生活援助に係る個別支援計画（以下「自立生活援助計画」という。）の作成に関する業務を担当させているか。  （２）サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。  （３）アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。  この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。  （４）サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立生活援助の目標及びその達成時期、指定自立生活援助を提供する上での留意事項等を記載した自立生活援助計画の原案を作成しているか。  この場合において、当該指定自立生活援助事業所が提供する指定自立生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて自立生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。  （５）サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に係る会議（利用者に対する指定自立生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、自立生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。  （６）サービス管理責任者は、自立生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。  （７）サービス管理責任者は、自立生活援助計画を作成したときは、当該自立生活援助計画を利用者に交付しているか。 | いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない |  | 平24県条例70  第197条の20準用  (第41条第3項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第42条)  平24県条例70  第197条の20準用  (第59条第1項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第59条第2項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第59条第3項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第60条第1項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第60条第2項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第60条第3項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第60条第4項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第60条第5項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第60条第6項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第60条第7項) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目・点検内容 | 点検結果 | 確認状況(記載不要) | 根拠法令 |
| （８）サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成後、自立生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも３月に１回以上、自立生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて自立生活援助計画の変更を行っているか。  （９）サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。  　　①定期的に利用者に面接すること。  　　②定期的にモニタリングの結果を記録すること。  （10）自立生活援助計画に変更のあった場合、（２）から（７）に準じて取り扱っているか。  28　サービス管理責任者の責務  　サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる  業務を行なっているか。  ①利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、その利用する指定自立生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。  ③他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。  29　相談及び援助  常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、  利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。  30　管理者の責務  （１）管理者は、当該指定自立生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。  （２）管理者は、当該指定自立生活援助事業所の従業者に平成24年長崎県条例第70号第14章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  31　運営規程　　　■運営規程を添付  　　指定自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。  ① 事業の目的及び運営の方針  ② 従業者の職種、員数及び職務の内容  ③ 営業日及び営業時間  ④ 指定自立生活援助の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  ⑤ 通常の事業の実施地域  ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項  ⑧ その他運営に関する重要事項 | いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない |  | 平24県条例70  第197条の20準用  (第60条第8項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第60条第9項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第60条第10項)  平25県規則27  第62条の8準用  (第62条の3)  平24県条例70  第197条の20準用  (第62条)  平24県条例70  第197条の20準用  (第68条第1項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第68条第2項)  平24県条例70  第197条の10  平25県規則27  第62条の8  （第62条の4） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目・点検内容 | 点検結果 | 確認状況(記載不要) | 根拠法令 |
| 32　記録の整備  （１）従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  （２）利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定自立生活援助を提供した日（完結の日）から５年間保存しているか。  　　① サービスの提供の記録  　　② 自立生活援助計画  　　③ １６の支給決定障害者等に関する市町への通知に係る記録  　　④ 苦情の内容等の記録  　　⑤ 事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録  33 実施主体  　　事業者は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、障害者支援施設、相談支援の指定を受けて事業を行う事業者であるか。  34　定期的な訪問による支援  　　おおむね週に１回以上、利用者の居宅を訪問することにより、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供、助言、相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行っているか。  　　なお、支援の内容等を具体的に記録しているか。  35　随時の通報による支援等  　　(１)利用者から通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅　への訪問等による状況把握を行っているか。  〈　(２)前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じているか。なお、措置の内容等を具体的に記録しているか。  ()　(３)利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、利用者との常時の連絡体制を確保しているか。  36 障害者虐待防止等のための措置  指定自立生活援助事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。  （令和４年４月１日から義務化）  （１）当該指定自立生活援助事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  （２）当該指定自立生活援助事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  （３）前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない  いる  いない |  | 平24県条例70  第197条の20準用  (第197条の11第1項)  平24県条例70  第197条の20準用  (第197条の11第2項)  平24県条例70  第197条の17  平24県条例70  第197条の18  平24県条例70  第197条の19第1項  平24県条例70  第197条の19第2項  平24県条例70  第197条の19第3項  障害者虐待防止法第15条  平24県条例70  第197条の20準用  （第41条の2） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目・点検内容 | 点検結果 | 確認状況(記載不要) | 根拠法令 |
| 37　業務管理体制の整備等  （１）次のとおり業務管理体制を整備しているか。  　　　　①　指定を受けている事業所及び施設の数が1以上20未満の指定事業者等  　　　　　　・　法令遵守責任者の選任  　　　　②　指定を受けている事業所及び施設の数が20以上100未満の指定事業者等  　　　　　　・　法令遵守責任者の選任  ・　業務が法令に適合することを確保するための規程の整備  　　　　③　指定を受けている事業所及び施設の数が100以上の指定事業者等  　　　　　　・　法令遵守責任者の選任  ・　業務が法令に適合することを確保するための規程の整備  　　　　　　・　業務執行の状況の監査の定期的な実施  （２）業務管理体制の整備に関する事項の届出  [長崎県ホームページ　検索例「長崎県　障害　業務管理体制」で検索](https://www.pref.nagasaki.jp/object/kenkaranooshirase/oshirase/88218.html)  ア　業務管理体制の整備について、遅滞なく、法令遵守責任者の氏名等を記載した届出書を厚生労働大臣又は都道府県知事（厚生労働大臣等）に届け出ているか。  （指定権者と届出先は同一。ただし複数の県に事業所が所在する場合は厚生労働省、県内の複数の市町に事業所が所在する場合は県（この場合でも特定相談が一の市町の所在であれば、別途市町へ届出）、一般相談かつ特定相談の事業者は県が届出先）  　イ　届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、厚生労働大臣等に届け出ているか。  （３）法令遵守責任者の役割及びその業務内容  　①「法令遵守責任者の役割及び業務内容」を作成しているか。  ②「業務内容について報告、評価・改善等を実施していることがわかる会議録等」を作成しているか。  第５　変更の届出等  　　　事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を知事に届け出ているか。 | 該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  いる  いない  該当なし  いる  いない  いる  いない  いる  いない  該当なし  いる  いない |  | 法第51条の2第1項  平18厚令19  第34条の27  法第51条の2第2項  平18厚令19  第34条の28第1項  法第51条の2第3項  平18厚令19  第34条の28第2項  平24障発0330第32号  長崎県障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱  ２障福第　　号  令和２年４月　日  長崎県障害福祉課長  通知  長崎県障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱の改正について  法第46条第1項  施行規則第34条の23 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目・点検内容 | 点検結果 | 確認状況(記載不要) | 根拠法令 |
| 雑則　電磁的記録等　　　（令和３年７月１日施行）  （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）により行うことができる。  （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう）によることができる。 | いる  いない  いる  いない |  | 平24県条例70  第213条の2 |
| 点検項目・点検内容 | 点検結果 | 確認状況(記載不要) | 根拠法令 |
| 第６　介護給付費の算定及び取扱い  ≪基本事項≫  （１） 指定自立生活援助に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第14の3により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （ただし、その額が現に当該指定自立生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定自立生活援助に要した費用の額となっているか。）  （２）（１）の規定により、指定自立生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。  １　自立生活援助サービス費  (１)自立生活援助サービス費（Ⅰ）  障害者総合支援法施行規則第6条の11の2において定める法第5条第20項に規定する厚生労働省令で定めるもの（障害者支援施設、のぞみの園、若しくは児童福祉施設若しくは病院に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者、救護施設若しくは更生施設に入所している障害者、刑事施設、少年院若しくは更生保護施設に収容されている障害者、又は保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設、若しくは更生保護法の規定による委託を受けた者が当該委託に係る救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設に宿泊している障害者）、又は指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、指定共同生活援助等を行う住居若しくは福祉ホームに入所等をしていた障害者であって、退所等をしてから１年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から１年以内のものに対して、指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。   1. 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満　1558単位 2. 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上　1090単位   （２）自立生活援助サービス費（Ⅱ）  （１）に該当する者以外の障害者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。   1. 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満　1165単位 2. 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上　 816単位   （３）自立生活援助サービス費（Ⅰ）の①については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数（サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については、１人につき地域生活支援員0.5人とみなして算定する。(4)から(6)までにおいて同じ。）で除して得た数が30未満として知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、（１）に該当する者に対して指定自立生活援助を行った場合に、１月につき所定単位数を算定しているか。  （４）自立生活援助サービス費（Ⅰ）の②については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が30以上として知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、（１）に該当する者に対して指定自立生活援助を行った場合に、１月につき所定単位数を算定しているか。  （５）自立生活援助サービス費（Ⅱ）の①については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が30未満として知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、（２）に該当する者に対して指定自立生活援助を行った場合に、１月につき所定単位数を算定しているか。 | いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない |  | 法第29条第3項  平18厚告523  の一  平18厚告523  の二  平18厚告523  別表第14の3の1  の注1  18厚告523  別表第14の3の1  の注2    18厚告523  別表第14の3の1  の注3  18厚告523  別表第14の3の1  の注4  18厚告523  別表第14の3の1  の注5 |
| 点検項目・点検内容 | 点検結果 | 確認状況(記載不要) | 根拠法令 |
| （６）自立生活援助サービス費（Ⅱ）の②については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が30以上として知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、（２）に該当する者に対して指定自立生活援助を行った場合に、１月につき所定単位数を算定しているか。  （７）＜減算が行われる場合＞  自立生活援助サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、次の①から③  までのいずれかに該当する場合に、それぞれ①から③までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  ①サービス管理責任者欠如減算  従業者の員数が次の表の左欄に掲げる基準に該当する場合  　　：次の表の右欄に掲げる割合   |  |  | | --- | --- | | 従業者の員数の基準 | 所定単位数に乗じる割合 | | 指定障害福祉サービス基準の規定により、指定自立生活援助事業所に置くべき従業者の員数を満たしていないこと。 | 100分の70  （従業者の員数を満たしていない状態が５月以上継続している場合は100分の50） |  1. 個別支援計画未作成減算   指定自立生活援助の提供に当たって、自立生活援助計画が作成されていない場合  　　　ア　作成されていない期間が３月未満の場合　　100分の70  　　　　　　　（2月目まで適用）  　　　イ　作成されていない期間が３月以上の場合　　100分の50  　　　　　　　　（3月目以後適用）    　　③標準利用期間超過減算  指定自立生活援助事業所における指定自立援助の利用者(当該指定自立生活援助の利用期間が１年を満たないものを除く。)のサービス利用期間(当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。)の平均値が、標準利用期間(１年間)を６ヶ月以上超える場合 100分の95 | 該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない |  | 18厚告523  別表第14の3の1  の注6  平18厚告523  別表第14の3の1  の注7の(1)  平18厚告523  別表第14の3の1  の注7の(2)  18厚告523  別表第14の3の1  の注7の(3) |
| 点検項目・点検内容 | 点検結果 | 確認状況(記載不要) | 根拠法令 |
| （８）＜特別地域加算＞  離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、過疎地域等、厚生  労働大臣が定める地域に居住している利用者の居宅若しくは利用  者が雇用された通常の事業所において、当該利用者との対面によ  り指定自立生活援助を行った場合に、特別地域加算として１月に  所定単位数を加算しているか。  （９）地域生活支援員による利用者の居宅の定期的な訪問による支援を１月に２日以上行わなかった場合算定できないが、算定していないか。  ２　福祉専門職員配置等加算  （１）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）  地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  （２）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）  地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし、この場合において、（１）の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。  （３）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）  次の①又は②のいずれかに該当するものとして知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし、この場合において、（１）の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は（２）の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。  ①　地域生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  ②　地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない |  | 平18厚告523  別表第14の3の1  の注8  平18厚告523  別表第14の3の1  の注9  平18厚告523  別表第14の3の2  の注1  平18厚告523  別表第14の3の2  の注2  平18厚告523  別表第14の3の2  の注3 |
| 点検項目・点検内容 | 点検結果 | 確認状況(記載不要) | 根拠法令 |
| ３　ピアサポート体制加算  　　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。  ４　初回加算  　新規に自立生活援助計画を作成し、指定自立生活援助を行った場合に、指定自立生活援助の利用を開始した月について、１月につき所定単位数を加算しているか。  ５　同行支援加算  　指定自立生活援助事業所の従業者が、利用者に対して、外出を伴う支援を行うに当たり、当該利用者に同行し必要な情報提供又は助言等を行った場合に、外出を伴う支援の回数に応じ、１月につき所定単位数を加算しているか。  ６　緊急時支援加算  （１）緊急時支援費(Ⅰ)  利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  （２）緊急時支援費(Ⅰ)が算定されている指定自立生活援助事業所が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た場合に、更に１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。  　【厚生労働大臣が定める施設基準】  　　　指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害  福祉サービス基準第206条の10に規定する運営規程において、当該指  定自立生活援助事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付  けられていることを定めていること。  （３）緊急時支援費(Ⅱ)  利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  　　　ただし、この場合において、（１）の緊急時支援費(Ⅰ)を算定している場合は、加算しない。    ７　利用者負担上限額管理加算  　指定自立生活援助事業者が、指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。 | 該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない |  | 平18厚告523  別表第14の3の3注  平18厚告523  別表第14の3の4注  平18厚告523  別表第14の3の5注  平18厚告523  別表第14の3の6  の注1  平18厚告523  別表第14の3の6  の注2  平18厚告551・15号  平18厚告523  別表第14の3の6  の注3  平18厚告523  別表第14の3の7 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目・点検内容 | 点検結果 | 確認状況(記載不要) | 根拠法令 |
| ８　日常生活支援情報提供加算  　　　指定自立生活援助事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定自立生活援助事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。  ９　居住支援連携体制加算  　　　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法  　　人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、１月に１回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。  10　地域居住支援体制強化推進加算  　　　指定自立生活援助事業所の従業者が、当該指定自立生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定自立生活援助事業所において、当該利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない  該当なし  いる  いない |  | 18厚告523  別表第14の3の8  の注  18厚告523  別表第14の3の9  の注  18厚告523  別表第14の3の10  の注 |